

平成23年8月31日

加西市議会議長 森田 博美 様

建設経済常厚生任委員長 三宅 利弘

## 建設経済厚生常任委員会行政視察報告書

下記のとおり行政視察を実施いたしましたので、報告いたします。

### 記

○日 程 平成23年7月27日(水)～29(金)

○視察先 山口県山口市、福岡県うきは市、佐賀県武雄市

○参加者 三宅利弘 衣笠利則 黒田秀一 土本昌幸 長田謙一 別府 直  
深江克尚(随伴)

○主な視察内容等

山口市・・・定住促進事業(まちなか居住支援事業・新規学卒者雇用奨励金)

ホットサロン中市「まちなかのえき」

(視察時間) 13:30～16:30

(視察対応者) 障害福祉課 村山課長、田中氏

商工振興課 栗原氏

建築課 伊藤氏

議会事務局 安光局長

視察終了後、瑠璃光寺五重塔(国宝)並びに山口市菜香亭を見学

うきは市・・・定住促進施策について

景観施策について

食育推進について

(視察時間) 13:30～15:30

(視察対応者) 企画課 瀧内氏

議会事務局 後藤局長

視察前に「道の駅 うきは」視察後に「白壁の町並み」、「にじの耳納の里」を見学

武雄市・・・いのしし課(鳥獣被害と元気再生事業)について

**お結び課（縁結び事業）について**

（視察時間） 9：30～11：30

（視察対応者） お結び課 古川課長、宮原係長

いのしし課 江口氏

議会事務局 筒井局長

視察終了後、武雄温泉物産館を見学

## 【山 口 市】 7 月 2 7 日 （人口 196,484 人）

山口市は、山口県のほぼ中央に位置し、室町初期に大内氏が京都を模したまちづくりを行い、瑠璃光寺五重塔、常栄寺雪舟庭などの史跡が多い。早くから高等教育機関が設置された教育・文化都市。2005年に山口市と小郡町他3町が合併。2010年阿東町を編入合併。

鉄道では、JR 山陽新幹線、山陽本線、宇部線、山口線。道路では、中国自動車道、山陽自動車道、山口宇部道路、国道2号線、9号線他多数。山口県の中心をなす拠点都市。

ユニクロで有名な㈱ファーストリテイリング本社所在地。特産は、山口萩焼、大内塗、車えび、しいたけなどである。

### ホットサロン中市「まちなえき」

ホットサロン中市「まちなえき」は、山口市高齢者等交流施設運営事業として、高齢者・障害者の交流や支援機能を持つ施設の設置と商工振興サイドからの地域コミュニティの交流の場として平成15年4月にオープン。

#### 事業内容

商店街を訪れる高齢者や障害者、市民が気軽に休憩・交流するサロンを設置し、福祉関係の窓口・相談、福祉の情報提供を行う。商店街用の移動器具の貸し出し及びボランティアによる移動支援等介助等のタウンモビリティ事業を実施。

開館時間は、午前10時から午後4時まで、休館日は毎週水・土曜日（フリーマーケットを実施する第2土曜日を除く）、お盆及び年末年始。

#### ①交流サロン事業

高齢者から子供まで障害の有無に関係なく、誰もが気軽に交流するサロンを設置し、地域における福祉情報や生活情報の収集・提供を行う。

- ・ 茶話会（登録制）、歌（昔の）・指体操、クイズラリー、フリーマーケット（200人規模）
- ・ ギャラリー展示（押し絵、切り絵、手芸等の作品）
- ・ お茶の提供（50円・施設の入口）

#### ②タウンモビリティ事業

商店街での移動が苦にならないよう電動カートや車椅子等、移動の負担を軽減する機器の貸出し及びボランティアによる電動カートや車椅子の利用者のエスコートや高齢者または障害者の買い物のエスコートを行い移動手段のサポート（「てごのて」＝手伝う手の意）を実施。

- ・ 貸出時間 午前10時～午後4時
- ・ 貸出機器 電動カート（5台）、車椅子（5台）、シルバーカー（5台）、ベビーカー（3台）

※機器貸出し並びにエスコートは要事前予約。ボランティアは山口大学等の学生

#### ③まちなの保健室事業

心身の健康に関することが気軽に相談できる窓口を設置し、健康チェック（血圧8割、体脂肪2割）や健康相談を専門家が対応。

- ・ 開館時間 午前10時～午後4時

- ・内 容 血圧測定、体脂肪測定等、健康・生活・精神面の相談やアドバイス

事務の流れ

①事業委託先 NPO 法人 山口せわやきネットワーク

②職員の体制 館長 1 名（常勤）、保健師 1 名（フルパート）の 2 名体制

③市からの委託料 9, 0 2 0 千円（平成 23 年度）

※平成 15 年度は 2 0, 0 0 0 千円、国の補助の終了後は、市からの委託料も減少。

④利用実績

| 事業項目     | 内容       | 平成 20 年度<br>年間利用者 | 月平均<br>(1 日平均)    | 平成 21 年度<br>年間利用者 | 月平均<br>(1 日平均)    | 平成 22 年度<br>年間利用者 | 月平均<br>(1 日平均)    |
|----------|----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 入館者      |          | 14,019            | 1,668.2<br>(52.1) | 14,778            | 1,231.5<br>(55.7) | 14,536            | 1,211.3<br>(54.2) |
| 交流サロン    | 茶話会・歌体操  | 199               | 16.5              | 199               | 16.5              | 197               | 16.4              |
|          | フリーマーケット | 1,849             | 154.0             | 2,137             | 178.0             | 1,812             | 151.0             |
| タウンモビリティ | 電動カート    | 117               | 9.7               | 117               | 9.7               | 101               | 8.4               |
|          | 車イス      | 41                | 3.4               | 81                | 6.7               | 39                | 3.2               |
|          | ベビーカー    | 154               | 12.8              | 67                | 5.5               | 34                | 2.8               |
|          | シルバーカー   | 0                 | 0.0               | 6                 | 0.5               | 9                 | 0.7               |
|          | 「てごのて」   | 7                 | 0.5               | 54                | 4.5               | 27                | 2.2               |
| まちの保健室   | 健康相談等    | 4,759             | 396.5<br>(17.6)   | 5,268             | 439.0<br>(19.8)   | 5,624             | 468.6<br>(20.9)   |
|          | 開館日数     | 269               |                   | 265               |                   | 268               |                   |

- ・大学生ボランティアの減少
- ・近所の人が常連化
- ・開館時間は委託先の都合
- ・施設改修費は一部市が負担
- ・タウンモビリティは誰でも利用可。商店街のはずれに駐車場。
- ・NPO 法人の持ち出し 30 万円は、フリーマーケットとお茶代でカバー
- ・委託料 900 万円の内訳（人件費 400 万円、賃借料 220 万円、その他）
- ・後期高齢者事業ではあるが、商店街の活性化の側面もある
- ・健康相談は、まちの保健室。精神面の不安を取り除く軽い相談を保健師が対応
- ・茶話会は広報誌で 20 人を募集。
- ・ベビーカーの利用現象は、若者世代の買物動向が郊外型にシフトしていることに加え、駐車場からベビーカーを利用する頻度が高いため

様々な側面はあるが、年間 1.5 万人が利用し、年々増加。高齢者福祉、商店街の活性化等の面から今後も

この事業を継続していきたいとのことであった。

## 定住促進事業

### ○まちなか居住支援事業

山口市では、「山口市中心市街地活性化基本計画」に基づき、中心市街地活性化の推進に取り組んでいる。

街なかに住まいの供給を促進することにより、居住人口の増加を図り、同計画が目標とするコンパクトなまちづくりを進める。

#### 【街なか居住に対する補助】

※山口市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地（約75ヘクタール）内に限る

| 対 象 | 内 容                    | 補助金の概要    |                                      |                                     |
|-----|------------------------|-----------|--------------------------------------|-------------------------------------|
|     |                        |           |                                      |                                     |
| 個 人 | 戸建住宅を新築、または購入（中古住宅も含む） | 借入金に対し補助  | 金融機関からの借入金の3%                        | 限度額100万円<br>例)借入金2,000万円<br>のとき60万円 |
|     | 分譲マンションを購入             | 借入金に対し補助  | 金融機関からの借入金の3%                        |                                     |
|     | 賃貸住宅の住み替え              | 家賃（相当分）補助 | 区域外から区域内への住み替え時・月1万円を限度に10ヶ月相当分を一括補助 | 限度額10万円                             |
|     | 戸建住宅のリフォーム             | 住宅リフォーム補助 | 工事費（100万円以上の改修工事であること）の20%           | 限度額100万円                            |
| 事業者 | 共同住宅のリフォーム             | 住宅リフォーム補助 | 工事費（100万円以上の改修工事であること）の20%           | 限度額100万円                            |

- ・他の補助事業により国及び地方公共団体から補助される部分があるときは、当該部分をその対象としない
- ・平成22年4月以降に金融機関等と契約された方、リフォームされた方が対象

#### 【平成22年度街なか居住支援事業補助金交付実施状況】

|           | 申 請 |           | 交 付 決 定 |           |
|-----------|-----|-----------|---------|-----------|
|           | 件 数 | 金 額       | 件 数     | 金 額       |
| 住宅取得支援    | 3   | 1,600,000 | 3       | 1,600,000 |
| 住宅リフォーム支援 | 3   | 1,330,000 | 3       | 1,330,000 |
| 住宅家賃補助    | 4   | 400,000   | 4       | 400,000   |
| 計         | 10  | 3,330,000 | 10      | 3,330,000 |

※平成22年度予算額500万円、平成23年度も500万円（足りなければ補正で対応）

※50%は国からの補助金

※平成23年度は計6世帯13人が転入

- ・リフォーム工事には騒音防止工事も含める

- ・山口市に調整区域はない
- ・平成18年3,768人⇒平成22年4,271人（計画ではH23に4,200人、目標達成※新設市営住宅3棟約160戸含まず）
- ・NPO 法人 まちづくりセンターが空き家バンクを実施。団体の意欲は非常に強いが、物件の性格上実績を上げていくことはなかなか難しい。

同制度も含めた中心市街地活性化施策により、中心部の人口は増えているが、旧町部では人口が減少し、山口市トータルでは減となっている。

実際にコンパクトシティ構想としては成功しているのではあるが、加西市にこのまま当てはめることができるのか、または市内全域で同様の制度を実施して効果をえることができるかは検討を要する。

### ○新規学卒者雇用奨励金

昨年5月、山口県の雇用促進月間に際し、地元企業へ求人要請を行うなか、市は緊急雇用対策本部を設置し、市内5高校の生徒を対象に就職支援セミナーを実施。平成22年度、23年度は2～3名の未就職者を市の臨時職員として1年間雇用する等の緊急雇用対策事業を実施するなど、対応に努めてきた。

このような中、平成22年12月補正で200万円を計上し、山口市新規学卒者雇用奨励金を制定した。同制度は、新規高卒未就職者の雇用機会の拡大、安定雇用等の雇用環境の充実、地元雇用の促進を図ることを目的とし、平成23年3月に高等学校を卒業した新規学卒者を雇用する市内事業主に対して奨励金を交付する。

#### 【対象となる新規学卒者】

市内に住民登録があり、平成23年3月に高等学校、特別支援学校（高等部に限る）を卒業し、平成23年の卒業日時点で未内定者。

#### 【奨励金の交付対象となる事業主】

（1）市内に事業所を有する雇用保険適用事業の事業主。ただし、風俗営業法第2条に規定する事業主は除く。

※風俗営業法第2条に規定する事業とは、「キャバレーその他の施設を設けてダンスさせ、かつ、客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業」等をいう。

（2）新規学卒者を高等学校、又は公共職業安定所の紹介により平成23年の卒業日の翌日から同年9月末日までに一般常用労働者として雇い入れ、1年以上継続して雇用すること。

※この制度における常用労働者とは、期間の定めのない労働者又は1年以上継続して雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された場合をいう。

（3）新規学卒者を雇い入れた日から起算して6ヶ月前の間において、事業主の都合や新規学卒者の雇用を理由として他の常用労働者を解雇していないこと。

（4）公共職業安定所における平成22年度内の高卒求人において、事業主の都合による内定取消しをしていないこと。

(5) 出勤簿又はタイムカード、給与台帳、労働者名簿等の書類を整備していること。

(6) 奨励金の申請時から実績報告書の提出時までの期間内に納期の到来した市税を完納していること。

※税務課で「滞納なし証明」を発行して対応

#### 【奨励金の交付額】

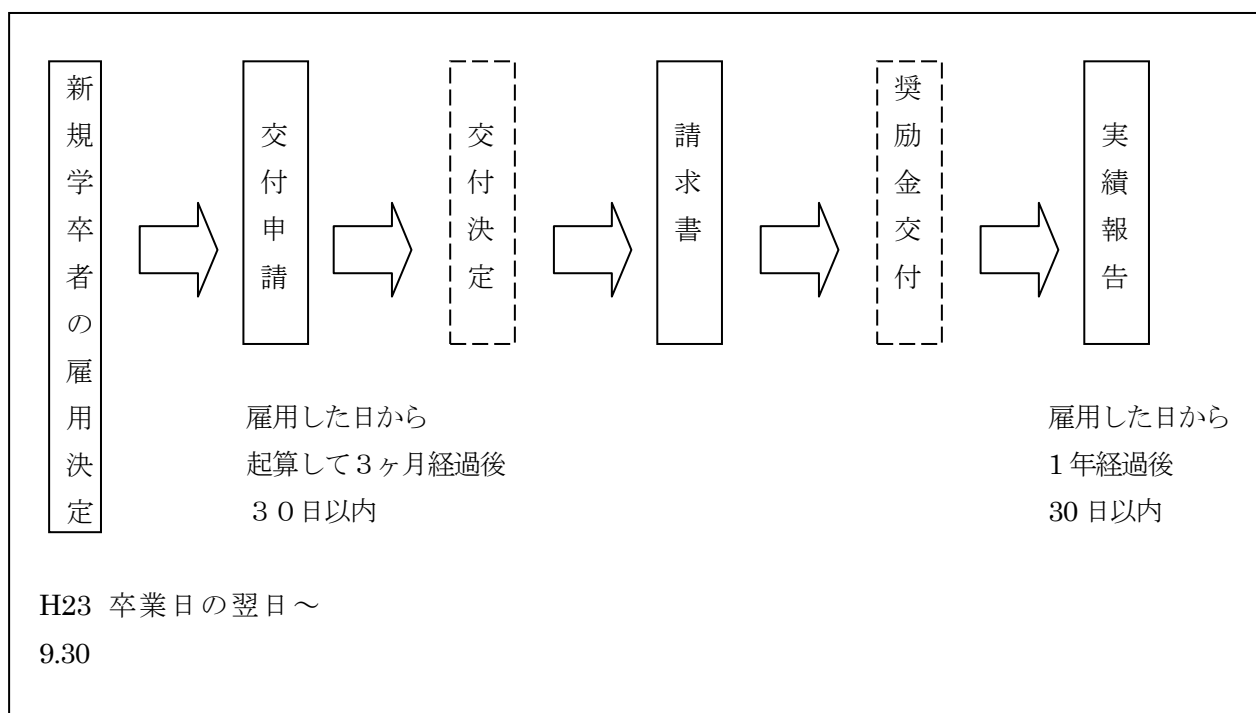
雇い入れた新規学卒者1人につき**20万円**

※但し1事業所につき100万円を上限とする。

#### 【交付の申請】

新規学卒者を雇い入れた日から起算して3ヶ月経過後30日以内に、「山口市新規学卒者雇用奨励金交付申請書」に必要な書類を添えて、山口市経済産業部商工振興課に提出。

#### 【申請から実績報告までの流れ】



#### 【注意事項】

次の場合は、奨励金を返還。

- (1) 事業主が、新規学卒者を雇い入れた日から起算して1年以内に、新規学卒者又は他の常用労働者を事業主の都合で解雇した場合。

・申請はまだないが、ハローワークが実施しているトライヤル採用(50万円の補助)と併用でき、現在同事業の対象が2～3件ある。

・20万円の根拠は、1ヶ月の給与(約15万円プラス諸経費)

- ・ユニクロをはじめ工業団地内の企業にも周知
- ・締め切りを半年にしたのは、なるべく早く採用してほしいという思いから
- ・市内高校卒業生（9 高校）1600 人中、平成 23 年 3 月に就職したのは 380 人
- ・平成 23 年 3 月現在で未就職者は 14 名
- ・今後は大学生も検討はしたい
- ・補正予算 200 万円は、20 万円×10 名

又、対象となる新規学卒者をその年度の卒業時点で未内定者に限っている点がより雇用の拡大をはかっている。

事業主に交付される点に注目。



## 【うきは市】7月28日（人口 32,272人）

うきは市は、福岡県の南東部に位置し、北は朝倉市、西は久留米市、南は八女市、東は大分県日田市に接している。地形的には、南に耳納連山を抱き、北に「筑紫次郎」と称される筑後川が流れている自然に恵まれた地域で、筑後川の南に広がる平坦部、耳納連山に属する山間部、平坦部と山間部の間にある山麓部に区分される。

平坦部は、肥沃な水田地帯が広がり、山麓部には果樹地帯（柿の生産日本一）が形成され、山間部は棚田を含む森林となっている。

平成17年3月20日に浮羽町と吉井町の2町が合併、うきは市となる。

## 食育推進

国は、健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくみ、現在及び将来にわたり健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、「食育基本法」を制定し、平成17年7月に施行。平成18年4月には「食育推進基本計画」が策定された。

福岡県では、食に対する重要性及び農林水産業と農山漁村の果たす役割について県民の理解促進を図ることにより、県民の健康で豊かな生活に寄与することを目的に、「ふくおかの食と農推進会議」が設置された。

また、平成18年3月、「ふくおかの食と農推進基本方針」が策定され、この中で各施策及び施策の目標となる指標を明らかにし、食育が推進されている。

### （1）うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例と食育推進計画書

うきは市では平成17年4月、合併後の新体制発足と同時に「食育の推進」を基本方針として掲げたところであり（※市長の選挙公約）平成17年12月に「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進協議会」を設置し、具体的事業として付加価値の高い農産物づくりのための土壌診断の実施、地元産農産物（米・野菜・果物・肉類等を含む）を利用した学校給食の推進、健康調査を踏まえた食生活の改善等進めるモデル地域の設定等を実施。

また、この間に食育のまちづくりの基本理念を明らかにし、すべての市民の参加のもと協議のもと、食育の学習とその実践のとりくみ推進するため、平成18年に「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進条例」を制定、市として本格的に食育に取り組む姿勢を明らかにした。

なお、同条例第18条に基づく有識者等で構成する「うきは市食と農と健康を結ぶ食育推進協議会」を平成18年11月に設置し、指導體制を整備した。

※最終目標は、「うきは市に住んでよかった！」

#### ・食育推進の4つの柱（基本目標）

1. 健康的な生活を目指します。
2. 豊かな心を育みます。
3. 食の安全・安心な環境をつくります。
4. 連携・協働で食育を進めます。

- ・推進計画の期間 平成23年度から平成27年度までの5年間

※総合計画合わせている

- ・推進計画の見直しは随時行う

- ・具体的目標を設置している。

食育の認知100%、毎日朝食をとる児童・生徒100%、学校給食における地元産農産物の利用30%（重量ベース）40%（食材数ベース）

#### ①総合的な食育推進の取り組み

平成19年4月～ 企画課内に食育推進係を設置（専門の係の設置は全国的にも珍しい。各課を連携させ、横断的に市全体の食育のコーディネートを行う）

平成19年7月～ 食育講習会の開催

- ・西日本新聞連載記事「食卓の向こう側」の記者、食育の第一人者服部幸應氏など

平成19年度～ 「うきは市食を知る会」を結成 年4回の定例会の開催

啓発広報活動（食生活改善推進会の寸劇、児童・生徒の図画・標語の表彰、早寝早起き朝ごはんの看板を市内42箇所に設置、2年間にわたり市広報に食育関連記事を掲載）

平成22年3月 うきはの伝統食38品目を取材し冊子「伝えたい うきはのごはん」を編纂。「うきはの食と農と健康まつり」を開催（市内30団体が参加、来場者は6,000人）

#### ②地産地消の動き

うきは市での地産地消は、地元で取れた農産物を顔の見える形で販売し地元で消費することと、併せて消費者とのふれあいを深めることを狙いとして平成12年4月に整備された「道の駅 うきは」（平成21年度売上高7億円）に始まり、その後、平成16年4月に、JAにじの各作物部会員約850名が出荷する農作物直販所「にじの耳納の里」が設置され、平成21年度の会員数は約1,000名。売上高は約10億円。両直売所は地産地消の拠点施設として発展している。

平成21年度には、市内10小学校1,780人の児童に合計約6,000個の米粉パンを提供。

平成22年8月より、うきは茶振興協議会が、うきは産の茶葉100%を使った商品（ペットボトル茶）の販売を開始。両直売所で販売中。

学校現場においては、全小中学校で給食が実施され、学校給食における地元産農産物の活用をより推進していくために、定期的に生産者・農協・行政・学校栄養士による話し合いが行われていることにより、より安全・安心で定量・定時に安定して供給することを可能にし、需要に応じた農産物の生産体制ができつつある。

#### (2) うきは市民健康度と健康づくり

うきは市の平成21年度の特定健康診査の受診状況は41.6%。（加西市は30%弱）

不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病等の生活習慣病の発症を招いていることから、生活習慣の改善により若いときから予防対策を進めることにより市民の生活の質の向上を図るためには、この事実を多くの市民が認識し、特定健康診査を受診することで自分の健康度を知り、食と農と健康のかかわりをしっかり見つめなおして生活習慣を変えていく必要がある。

まず、食生活の生活習慣の実態を把握するため、平成 18 年 9 月に食育アンケートを実施。その後 5 カ年計画の「食育事業」の理解・浸透及び意識変化を知り、次期食育事業の目標設定のため平成 22 年 6 月に 2 度目のアンケートを実施。

食育モデル地区で春秋の年 2 回食育健康調査、栄養調査及び体力測定を実施し、結果報告会も行う。その結果を参考に「食育モリモリ日誌」を使用した「食育モリモリ教室」を開催、広く市民へのフィードバックをはかる。また、食育アドバイザー、市食育改善推進員、食育ボランティアの養成・育成に努め、幅広い食育推進活動を展開している。

### (3) 学校等における食育

食に関する年間指導計画を作成し、各教科や給食時間において、給食を生きた教材として活用した食育を行っている。地元産農産物を活用した「うきは献立」や毎月 19 日(食育の日)を「朝ごはんの日」として朝ごはんにも活用できる献立を作成。各学校で「食と農理解推進事業」の実施により学校・地域・家庭をつなぎ交流をはかっている。

毎年食生活調査を実施し、実態把握に努めている。「朝ごはんを毎日食べる」小学生の割合は、平成 17 年度 81.6%から平成 22 年度は 87.6%と着実に増加している。今後は朝ごはんの栄養バランスに力を入れていくとのこと。

- ・ 食育推進条例の制定さらに食育推進基本計画を策定し食育に対し真剣に取り組まれている。
- ・ 積極的な食育の推進で、地元農産品の生産・販売、給食における地元産農産品の利用も進んでいる。食育の認知 100%、毎日朝食をとる児童 100%。
- ・ 子育てまっさかりの保護者の参加が少ないので、食育推進協議会に保護者の代表を入れてはどうか。
- ・ 基本的に少子化、人口減少傾向にあることが一番大きな問題
- ・ 加西市でも早急な食育推進計画の策定を！

## 定住促進施策 ーうきは市定住促進助成金ー

目的 うきは市では、平成 17 年 3 月の合併時人口が 34,100 人、平成 23 年 6 月の人口が 32,272 人。6 年間で 1800 人、年 300 人の減少と人口の減少が顕著である。

そこで、市外に居住されている方がうきは市内に居住用の住宅を取得した場合に定住促進補助金を交付することによって定住人口の増加を図っている。

### 資格要件

- ①対象期間 平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで

## ②転入者の要件

市外に居住していた方が対象期間に、Iターン（過去にうきは市の住民基本台帳に登録のない方が転入する場合）、又はUターン（過去1年以上前にきは市の住民基本台帳に登録のあった方が再転入する場合）によりうきは市へ転入し、次の要件の全てを満たす方

ア. 転入前又は、転入日の翌日から起算して、1年以内に住宅を新築（床面積の合計が66㎡以上）又は、中古住宅（床面積の合計が66㎡以上）を購入することにより居住用住宅を取得すること。

イ. 世帯員が2名以上であること。

ウ. 世帯員に市税等の滞納がないこと。

エ. 申請日より5年間、うきは市に定住することを宣誓すること。

※居住用と事業用の併用住宅の場合、事業用部分を除く。

※市税等とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、下水道料金、下水道受益者分担金、市営住宅家賃、簡易水道料金、市立保育所保育料等をいう。

## 定住促進助成金の額

| 住宅取得の方法   | 助成金額  |        |
|-----------|-------|--------|
|           | 姫治地区  | 姫治地区以外 |
| 新築の場合     | 100万円 | 20万円   |
| 中古住宅購入の場合 | 50万円  | 10万円   |

※姫治地区とは、中山間地区

## 申請方法と必要書類

定住促進助成金を申請する場合は、要件を満たすことになった日の翌日から起算して180日以内に必要書類を添えて申請。

（必要書類）

ア. 定住促進助成金交付申請書

イ. 住民票謄本

ウ. 建物付近の見取り図及び住宅全体写真

エ. 建物の登記簿謄本又は所有者が確認できる書類

オ. 建物の平面図又は、床面積が確認できる書類

カ. 市税納入状況確認承諾書（様式有）

キ. 宣誓書（様式有）

※要件を満たすこととなった日とは、転入前に住宅を取得した場合は、転入した日。また、転入後1年以内に住宅を取得する場合は、その住宅を取得した日（建物登記簿謄本に記載された取得日、中古住宅の場合は売買契約締結日、登記をしない建物の場合は建築会社からの受渡日）。

## 助成金の返還

助成金の交付を受けた方が、次に該当するときは、既に交付を受けた助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- ア. 受給者が助成金の申請日から5年以内に生活の本拠地を市外に移すことになったとき  
 イ. 受給者が助成金の申請日から5年以内に対象となった住宅を譲渡したとき  
 ウ. 受給者が提出した書類に偽りその他不正があったとき  
 エ. この条例又はこの条例に基づく規則に違反のあったとき  
 (返還金額)

| 転出又は建物を譲渡した時期  | 返還金額     |         |          |          |
|----------------|----------|---------|----------|----------|
|                | 姫治地区以外   |         | 姫治地区     |          |
|                | 新築       | 中古住宅    | 新築       | 中古住宅     |
| 申請日から1年以内      | 全額       | 全額      | 全額       | 全額       |
| 申請日から1年を超え2年以内 | 160,000円 | 80,000円 | 800,000円 | 400,000円 |
| 申請日から2年を超え3年以内 | 120,000円 | 60,000円 | 600,000円 | 300,000円 |
| 申請日から3年を超え4年以内 | 80,000円  | 40,000円 | 400,000円 | 200,000円 |
| 申請日から4年を超え5年以内 | 40,000円  | 20,000円 | 200,000円 | 100,000円 |

交付実績

| 年度                 | 受理<br>件数 | 認定<br>件数 | 総家族<br>人員 | 認定者の内訳     |    |      |    | 助成金額  | 助成金額<br>合計 |
|--------------------|----------|----------|-----------|------------|----|------|----|-------|------------|
|                    |          |          |           | 転入地域       | 件数 | 取得方法 | 件数 |       |            |
| H20年度<br>(H21.1~3) | 1        | 1        | 5         | 姫治地区<br>以外 | 1  | 新築   | 1  | 200   | 200        |
|                    |          |          |           |            |    | 中古   |    |       |            |
|                    |          |          |           | 姫治地区       |    | 新築   |    |       |            |
| H21年度              | 7        | 7        | 17        | 姫治地区<br>以外 | 6  | 新築   | 2  | 400   | 1,000      |
|                    |          |          |           |            |    | 中古   | 4  | 400   |            |
|                    |          |          |           | 姫治地区       | 1  | 新築   |    |       |            |
| H22年度              | 9        | 9        | 28        | 姫治地区<br>以外 | 8  | 新築   | 5  | 1,000 | 1,700      |
|                    |          |          |           |            |    | 中古   | 3  | 300   |            |
|                    |          |          |           | 姫治地区       | 1  | 新築   | 1  | 400   |            |
| H23年度              | 4        | 4        | 10        | 姫治地区<br>以外 | 4  | 新築   | 4  | 800   | 800        |
|                    |          |          |           |            |    | 中古   |    |       |            |
|                    |          |          |           | 姫治地区       |    | 新築   |    |       |            |
| 合計                 | 21       | 21       | 60        | 姫治地区<br>以外 | 19 | 新築   | 12 | 2,400 | 3,700      |
|                    |          |          |           |            |    | 中古   | 7  | 700   |            |
|                    |          |          |           | 姫治地区       | 2  | 新築   | 1  | 400   |            |
|                    |          |          |           |            |    | 中古   | 1  | 200   |            |

※平成23年度より、助成金額を姫治地区に限り、新築は100万円、中古住宅購入は50万円に変更する。

- ・高齢化率30%を超える同市では、当初は共同作業を要しながら人口減少が著しい中山間地域である姫治地区に限定した定住促進策を制定する予定であったが、市長の意向で全市的な制度に変更している。
- ・実施機関は5年を予定しているが、効果があれば継続したい。
- ・全市域が簡易給水である。また、どこでも30mも掘れば水が出るうらやましい地域。
- ・対象住宅下限66㎡の根拠は、近隣市の制度の内容を参考にした。
- ・昨年区長を通じて空き家調査実施。40棟の空き家があるが、権利関係が難しく即空き家バンクの設立にはいたっていない。またこの地域に空き家を借りようとする若者の数自体が少ない。

山口市は中心市街地向け、うきは市は中山間地域に重点をおいた定住促進施策である。現在の加西市においては市内全域でそれぞれの地域の特性にあった定住促進施策が必要ではないか。

## 景観施策

うきは市では、土蔵造りの町並みや棚田といった歴史的な景観保全施策に力を入れられている。

### まちなみの歴史

うきは市吉井町は、城下町久留米と天領日田を結ぶ豊後街道の中央に位置する宿場町として栄えた。明治の初期までに3回の大火に見舞われた経験から、耐火性のある土蔵造りなどの家構え、町並みへと変化した。

今日まで時代の流れにより道路の拡張、店舗の改装がなされてもなお、国道沿い（旧豊後街道筋）中心に伝統的建造物158軒が点在し、土蔵造りの町並みを形成している。

現在この地区では、官民一体となった伝統的な町並みを活かしたまちづくりが展開されている。

- ・平成5年から吉井町が単独で個人の住宅の修理・修景に対する補助金の交付を開始
- ・平成6年から国土交通省の「街並み環境整備事業」が導入される
- ・平成8年 伝統的建造物群保存条例を制定し、保存地区を指定するとともに、同地区が文化財保護法に基づく国の「重要伝統的建造物群保存地区」に福岡県ではじめて選定されている。

### マニュアルの策定

「筑後吉井伝統的建造物群保存地区保存計画」では、豊かな田園環境と水系を背景に「白壁土蔵づくり・海鼠壁」の典型的な伝統家屋とその他の多様な伝統様式の建物が混在し、かつ広範囲に分布している点が特徴。しかし、より質の高い歴史的景観の形成をはかるには、今一度、住民と行政、専門家が景観の特性を再認識し、その特徴を際立たせる保存活動を展開していくことが必要となった。

このようなことから、筑後吉井の景観と特徴を構成する伝統様式とわかりやすく示し、修理・修景及び景観整備を行う際の指針となるマニュアルを作成。

伝統的建造物保存計画の正確な理解と運用を助け、建設関係者の修理・修景設計時のもとより地域住民による自宅や事業所等の増改新築時の手引きとなり、行政による申請物件の審査時における判断材料としても役立つものである。

## 町並み保存の推進・支援体制

- ①申請・相談（住民⇒教育委員会）
  - ・保存地区内の景観に影響を与えるあらゆる建設行為について住民は現状変更申請書を提出
  - ・現状変更の内容、申請の必要性、変更の方針、補助金の交付条件等について相談
- ②許可・指導・補助（教育委員会⇒住民）
  - ・現状変更を許可・不許可を伝える。必要な場合は必要な設計変更等について指導
  - ・マニュアルなどの参考資料を紹介
  - ・保存計画に従い、補助金を交付
- ③相談（住民⇒吉井まちなみ設計会）
  - ・修理・修景の具体的な工事内容（修理の必要性、修理設計、工事見積り等）について相談
- ④助言（吉井まちなみ設計会⇒住民）
  - ・無料相談会などにより工事内容について助言
  - ・まちなみ保存活動を啓発
- ⑤相談（教育委員会⇒吉井まちなみ設計会）
  - ・保存事業における専門的事項や住民から相談を受けた整備内容について調査等を依頼し相談
- ⑥意見・助言（吉井まちなみ設計会⇒教育委員会）
- ⑦諮問（教育委員会⇒審議会）
  - ・修理・修景補助の対象物件の選定について諮問
  - ・保存計画からだけでは判断できない高度な事項について諮問
- ⑧答申（審議会⇒教育委員会）
- ⑨協議（審議会⇒吉井まちなみ設計会）
  - ・地区内で行われる環境整備事業等（公共事業）の内容を事前協議

※「吉井まちなみ設計会」とは、うきは市在住の建築士の有志で結成。筑後吉井伝建地区の修理・修景事業の建設・設計活動に関する専門検討組織。

### ○伝統的建造物群保存地区保存事業による補助（文化庁）

| 区分                    | 補助対象  | 補助率     |         | 限度額   |
|-----------------------|---|---------|---------|-------|
| 伝統的建造物<br>（保存指定物件）の修理 | 修理にかかる経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の外観及びこれと密接な関係を有する土台、柱、梁等主たる構造に係る経費の補助を対象とする。 | 主屋      | 8/10 以内 | 800 万 |
|                       |   | 主屋（瓦のみ） | 8/10 以内 | 400 万 |
|                       |   | 土蔵等付属屋  | 8/10 以内 | 300 万 |
|                       |   | 門、塀等工作物 | 8/10 以内 | 200 万 |
| 上記以外の建造物の修景           | 新築、増築、改築、移転する際の修景に係る経費のうち、通常望見できる屋根、外壁等の外観に係る経費を補助の対象とする。             | 主屋      | 5/10 以内 | 400 万 |
|                       |   | 土蔵等付属屋  | 5/10 以内 | 200 万 |
|                       |   | 門、塀等工作物 | 5/10 以内 | 150 万 |
| 環境物件の復旧               | 保存地区の歴史的風致を維持するための復旧に係る経費   | —       | 5/10 以内 | 100 万 |

|            |                        |   |         |      |
|------------|------------------------|---|---------|------|
| 伝統的建造物等の管理 | 伝統的建造物及び環境物件の白蟻駆除に係る経費 | — | 5/10 以内 | 50 万 |
|------------|------------------------|---|---------|------|

### 修理・景観事業の進め方

○補助申請の基本的な手続き（※建造物の周知・修景予定の1～3年前）

- ①事前相談 設計事務相談（まちなみ設計会 8～10月実施）
- ②協議 補助対象物件の選定（審議会協議により市が決定、実施年度も）  
設計中の相談
- ③申請 （現状変更許可申請書⇒現状変更許可書）
- ④入札 （業者入札⇒工事着工）  
工事中の相談
- ⑤工事完了 （事業完了報告書、補助金交付申請書：受付は教育委員会⇒国へ実績報告書を提出）  
補助金の交付

### ○まちなみ環境整備事業による補助（国土交通省）

| 区分            | 補助対象  | 補助率         |         | 限度額   |
|---------------|---|-------------|---------|-------|
| 白壁土蔵づくりの修理、復元 | 白壁土蔵づくりの個性を維持するため正面概観及び公道から望見される側面に要する経費。なお、その保存上、構造力耐力上主要な部分の修理を要すると認められる場合は、その経費を含むことができる。        | 主屋（居蔵造りを含む） | 8/10 以内 | 800 万 |
|               |   | 土蔵のみ        | 7/10 以内 | 300 万 |
|               |   | 門、塀         | 8/10 以内 | 300 万 |
| 上記以外の建造物の修景   | まちなみの特性に調和するように新築、増築、改築、移転する際の正面外観及び公道から望見される側面を要する経費。なお、構造力耐力上主要な部分の修理を要すると認められる場合は、その経費を含むことができる。 | 主屋          | 5/10 以内 | 400 万 |
|               |   | 門、塀等        | 5/10 以内 | 150 万 |

・官民一体、産官学協働による景観保全事業が実施されている。ただ対象建物の集中具合等を見ても、加西市での補助金獲得は難しいか。

※棚田については、補助金がない状況なので、現在有効な制度を検討中



## 【武雄市】7月29日（人口 51,290人）

武雄市は、佐賀県の南西部に位置し、1300年の歴史を誇る温泉のまち。JR、国道3号線、長崎自動車道・武雄JCTがある交通の要衝。映画「佐賀のがばいばあちゃん」のロケ地の誘致に成功。

施策のみならず、お結び課、イノシシ課、フェイスブック課、みんなの新幹線課、佐賀のがばいばあちゃん課などユニークな課名でも有名。

### いのしし課（鳥獣被害と元気再生事業）について

#### 「地域の資源を生かした地域活性化」・・・やっかいもののイノシシ「マイナス」を「プラス」に変える逆転の発想

野生鳥獣、特にイノシシやシカによる農作物の被害が加西市でも拡大している。武雄市においても10年前からイノシシによる農作物への被害が増え続け、近年では市街地周辺地域までイノシシが出没し、交通事故や人的被害も懸念される状況となり、より効果的なイノシシ対策が急務となった。

当初は農林課で対応していたが、市民からどこに相談していいかわからないとの苦情が多くあり、いのしし課の設置にいたっている。

武雄市では、即効性のあるイノシシ捕獲（固体数の減少）を促進するため、食肉加工施設を設置して、捕獲したイノシシを買い上げている。これは、ビジネスチャンスともなり、猟友会にやる気をもって捕獲に取り組んでもらい農作物被害の減少をはかることと、これまで処分していたイノシシ肉を有効活用して特産品化・ブランド化して地域振興に努めようとする2つの目的がある。

加工処理施設の経営安定が前提となるため、いのしし課は食肉加工センター「やまंकじら」と連携して武雄産イノシシ肉のPR、新たな商品、加工品の共同開発、都市部でのイベントを中心とした販路開拓に努めている。

加えて地元の商工会議所青年部、商工会青年部やまちおこし団体と協力連携して、シシ鍋、シシ汁、シシリアンライス等の試食・振舞を実施しながら地元での普及促進に努めている

#### 1. イノシシ被害の状況

##### (1) 農作物被害額（農業共済組合の共済費補償対象分）

| 区 分  | 水 稻    |             | 豆 類   |            | 被害額合計       |
|------|--------|-------------|-------|------------|-------------|
|      | 被害面積   | 被害額         | 被害面積  | 被害額        |             |
| 15年度 | 10.2ha | 8,700,000円  | 1.4ha | 3,300,000円 | 12,000,000円 |
| 16年度 | 32.2ha | 23,600,000円 | 8.9ha | 3,800,000円 | 27,400,000円 |
| 17年度 | 6.4ha  | 7,200,000円  | 2.6ha | 500,000円   | 7,700,000円  |
| 18年度 | 12.7ha | 14,200,000円 | 5.1ha | 1,600,000円 | 15,800,000円 |
| 19年度 | 4.5ha  | 4,700,000円  | —     | —          | 4,700,000円  |
| 20年度 | 12.9ha | 12,400,000円 | 4.9ha | 2,000,000円 | 14,400,000円 |
| 21年度 | 3.7ha  | 4,000,000円  | 2.0ha | 700,000円   | 4,700,000円  |
| 22年度 | 10.8ha | 11,300,000円 | 3.9ha | 1,300,000円 | 13,350,000円 |

※被害額の増減が毎年繰り返されるのは、山にある餌の多少（表年と裏年）による。

(2) その他の被害

- ・芋類など野菜、タケノコ、栗、果樹等の被害
- ・田畑の畦、林道の法面、ため池の堤帯の法面など掘り起こしによる土木被害
- ・市街地周辺まで出没し、交通事故や人的被害も懸念される状況

2. イノシシ被害対策

(1) イノシシ捕獲事業

- ・猟友会にイノシシ駆除を委託（捕獲による個体数管理）  
委託金額 1,593,000 円 ※エサ代・損害保険料補助等  
捕獲奨励金支給（5,000 円 ⇒ 7,000 円）※佐賀県内では 1.5～2 万円の所もある  
箱ワナ貸与 ※国の補助金を活用して購入 ※200 万円まで、H22 年度は 60 基購入 弾代も
- ・食肉加工施設との連携（肉買取・猟友会の労力軽減）による捕獲の促進

※もともとイノシシは保護動物

- ◎緊急駆除 4 月 1 日～5 月 31 日（H21、22 年度 佐賀県内で一斉捕獲）
- ◎駆除期間 4 月 1 日～5 月 31 日（H23 年度）  
6 月 1 日～7 月 31 日（H22 年度 口蹄疫対策駆除強化）  
8 月 1 日～10 月 31 日（H23 年度）  
11 月 1 日～3 月 31 日（H22 年度 緊急特別固体数調整事業）県 16,000 円／頭  
※通常ならば狩猟期間だが、捕獲報奨金支給（5,000 円以内）
- ◎狩猟期間 11 月 15 日～2 月 15 日  
11 月 1 日～3 月 31 日（佐賀県は箱ワナ猟に限り許可）  
※狩猟期間内も補助対象

イノシシ捕獲実績

◎年度別イノシシ捕獲数（武雄市内）

| 区 分         |      | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 捕<br>獲<br>数 | 駆除期間 | 688   | 1,160 | 726   | 1,419 | 797   | 1,541 | 687   | 2,111 |
|             | 狩猟期間 | 298   | 320   | 510   | 138   | 511   | 611   | 150   | 1,353 |
|             | (計)  | 969   | 1,480 | 1,236 | 1,557 | 1,308 | 2,152 | 837   | 3,464 |

※うち食肉へと加工されたのは、平成 21 年度 240 頭、平成 22 年度 300 頭  
(大きくても小さくても加工には不向き)

◎佐賀県猟友会 武雄支部

|        | 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 猟友会会員数 | 93    | 98    | 94    | 92    | 103   |

- ※平成 21 年度の新規狩猟免許取得者 15 名
- ※平成 22 年度の新規狩猟免許取得者 7 名 23 年 7 月 7 名
- ※平成 22 年度会員のうち、約 80 名がハコワナ、20 名が銃

※民間加工所が買い取ることで会員数が増えている。

※13,300 円／人を協議会から補助

## (2) イノシン侵入防止対策

- ・平成 21 年度より農水省の補助事業「鳥獣害防止総合対策事業」を活用
- ・地域で一体となって取組む広域的な防護柵の設置（3 戸以上で取組むこと）
- ・補助割合：国（50%）＋協議会（10%）＝60%の補助。受益者負担は 40%

### 電気柵

|       | 設置台数  | 事業費        | 国庫補助      | 県費補助 | 市費補助      | 受益者負担     |
|-------|-------|------------|-----------|------|-----------|-----------|
| 21 年度 | 154 台 | 10,025,400 | 5,012,700 | 0    | 1,025,540 | 4,010,160 |
| 22 年度 | 108 台 | 7,058,800  | 3,529,000 | 0    | 705,880   | 2,823,520 |

※手軽に設置できるが、日常の管理（下草の除草）等が難しい

### ワイヤーメッシュ柵

|       | 設置距離    | 事業費       | 国庫補助      | 県費補助 | 市費補助    | 受益者負担     |
|-------|---------|-----------|-----------|------|---------|-----------|
| 21 年度 | 7,784m  | 6,538,560 | 3,269,280 | 0    | 653,856 | 2,612,424 |
| 22 年度 | 16,276m | 9,434,900 | 4,711,950 | 0    | 942,390 | 3,769,560 |

※広域的に設置し、電機柵と複合的に組み合わせるとより効果的

※地元事業としてやると 100%国補助の場合も

## (3) いのししパトロール事業

市内全域を定期的にパトロールし、被害状況、出没地点、捕獲地点等の調査確認を行う。

ふるさと雇用再生基金事業を活用して、パトロール事業を森林組合に委託。平成 21 年度から 3 ヶ年。

- ・被害状況や出没地点、捕獲（駆除）地点の調査
- ・電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置箇所の調査
- ・耕作放棄地や餌場などの環境調査
- ・市民からの通報・要望に対する対応

また、必要に応じて鳥獣の死骸撤去、猟友会（指導員）と箱ワナ設置・捕獲補助などを行う。

## (4) イノシン捕獲実施帯（平成 23 年度予定）

平成 23 年度（1 月予定）より、武雄市長が指名する武雄市職員（臨時職員）若干名からなる捕獲実施隊を結成予定。くくり罠で成獣のイノシン捕獲の強化

## (5) イノシン追い払い用犬「公務犬（こうむいん）」の導入

猟友会（ハンター）の高齢化がすすんでいるため、同会の捕獲ばかりにたよってられない。防護柵設置も多額の費用がかかることから、安く安全で効果的な対策として犬に着目。平成 23 年 7 月 1 日、2 匹の犬（花子と愛子）の任命式と訓練への出発式を実施。下関市で 4 ヶ月の訓練を受け、訓練終了後は武雄市内で追い払い犬として活躍する予定。

※山口県の「モンキー犬利用のガイドライン」を参照

### 3. 鳥獣食肉加工処理施設

有害鳥獣駆除で捕獲したイノシシを無駄にせず、地域の食資源として有効活用し、イノシシ肉の特産品化をめざす。

#### 経過

- ・平成 18 年 12 月 市長が食肉加工処理施設の建設意向表明
- ・平成 19 年度 施設建設の調査検討（補助金活用、建設場所、事業実施主体）
- ・平成 20 年度 農水省補助事業「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用  
平成 21 年 2 月 26 日竣工、同 4 月 1 日稼働

#### 概要

- ・名称 株式会社 武雄鳥獣食品加工センター（通称：やまんくじら）
- ・総事業費 約 2000 万円（国 1000 万円、市 200 万円、事業主体 800 万円）
- ・事業主体 株式会社 武雄鳥獣食品加工センター
- ・建物構造 木造平屋（面積 52.58 m<sup>2</sup>）（前処理室、処理室、包装・販売室、事務室、更衣室、便所）
- ・許可関係 食肉処理業並びに食肉販売業（平成 21 年～27 年）
- ・処理目標 250 頭～300 頭／年（処理能力：4 頭～5 頭／日）
- ・販売目標 1000 万円／年
- ・職員体制 3 名（センター長、解体員、事務員）

#### 工程

- ①捕獲（箱わな） ⇒ ②放血（山中にて） ⇒ ③運搬 ⇒ ④洗浄 ⇒ ⑤皮剥ぎ（内臓取出し） ⇒  
⑥冷却（氷づけ） ⇒ ⑦解体（部位毎） ⇒ ⑧急速冷凍（-40 度） ⇒ ⑨冷凍保存（-25 度）  
⇒ ⑩検査（大腸菌・E 型肝炎等） ⇒ ⑪販売
- ※②～⑤は、放血後 30 分以内に処理  
※月に 1 回程度の検査

### 5. 「武雄産いのしし肉」の特産品化

#### (1) イノシシ肉の市場・販路開拓

- ①チラシ・パンフレット作成及びインターネット活用による販路開拓
- ②イベントで試食・販売（都市圏での PR）
- ③試食会・料理教室の開催（地元での PR）
- ④イノシシ料理のメニュー化（サンプル肉の提供）
- ⑤武雄産イノシシ肉の安全性確保（細菌等検査）

#### (2) イノシシ肉の商品・加工品開発（サンプル肉の提供）

- 加工品の開発 スモークハム、ソーセージ等二次加工品
- 新商品開発 ジャーキー、味噌汁、カレー等の共同開発
- 商品加工品の販売 武雄温泉物産館、道の駅「黒髪の里」

平成 21 年度の経産省地方の元気再生事業として実施した「ハーブレモンガラスの香りと登り窯の炎でもてなす農業・商業連携」において、イノシシ課のみならず、レモンガラス課等とともに、いのしし肉と武雄市が特産化を進めているレモンガラス等の特産品を核としながら、武雄市特産品活用地域活性化協議会を設立し、観光業や商業の活性化に努められている。

- ・加西市でも補助金を使っただけの防護柵の設置は進んでいるが、そのメンテナンス等で地元にかかなりの負担がかかっている。イノシシパトロール事業等はその対策としても有効ではないか。
- ・関西とは違って九州ではイノシシ肉を食べる習慣がなかった。エサ代がかかっているから安くて当然という考え方があり、ブランド化（高価格化）するにはハードルが高い。
- ・地元レストラン等が、イノシシ肉やレモンガラス等地元特産品を使ったメニューを提供し、またこれらの食材を使った料理教室も年間 10 回程開催されている。
- ・もともと歴史のある温泉を持つ観光地であり、交通の便利、その上、新幹線の誘致にも積極的に取り組まれている。

## お結び課（縁結び事業）について

加西市でも少子化の原因として、未婚率の上昇、晩婚化等が挙げられている。加西市は早くからお見合いパーティー等の婚活事業に取り組んできたが、ここ 2 年間は事業の実施を行っていない。費用対効果の問題もあるが、行政として何もしないことが正解なのかは検討を要する。

そのユニークな課名と昨年 7 月の全国公募で話題となった古川お結び課長は、応募者 30 数名から選ばれ 2 年任期で熱意を持ってがんばられている。

武雄市では 2010 年 9 月、新たなセクション「お結び課」を新設し、若い男女の婚活を手助けするのが目的で、課長と係長の 2 人体制でスタート。武雄市は 2 年連続で出生率が増加し、高齢化率も止まるなど、若い世代にも住みやすい土地柄となりつつある一方、同市の生涯未婚率（50 歳時点）は男性約 15%、女性約 6%。近年顕在化している「未婚化」「晩婚化」に対応するため、結婚を望んでいても、出会いの場がないなどの理由で叶わないでおられる男女のための「縁結び」事業に、行政として本格的に乗り出したいと「お結び課」の設置にいたった。婚活パーティーなどイベント開催の取り組みは各地にあるが、同課の主な業務は、独身の男女に合いそうな相手を紹介する「マッチング」。

お結び課長の月額報酬は 8 万 2 千円、プラス結婚 1 組につき 3 万円の歩合制。

登録制をとっており、現在男性 170 名、女性 100 名の合計 270 名が登録されていて、最低ラインを 300 名おいて登録者の増に努められている。

この登録者は、市の HP や広報紙で募集して集まったのはその半数で、残りの半数は担当者や市民推進員（4 名）の声かけで登録。登録してもらったまでが一苦労とのこと。市民推進員も 4 名で頭打ちの状態。お見合い結婚以前に登録の推進だけでも苦労されているという。推進員の内訳としては、区長会長と婦人会長から各 1 名の 2 名と応募による男女各 1 名の 2 名。全員が 60 歳以上。

本年 1 月から 1 対 1 のお見合い実施は 38 組。現在 11 組がお付き合いをされている。

- ・当初は武雄市のみを対象としていたが、市外の方も受ける方向に変更（ただし、武雄市優先）。昨年 11 月には伊万里市と提携。サンセットクルージングパーティー等も実施するようになった。
- ・登録時に面談を実施。家族構成から、性格まで詳しく聞き取り。
- ・結婚力向上のためのセミナー実施はなかなか難しい。
- ・一人でも多くの出会いの場を作ろうと、見合いは夜か土曜、日曜に実施（主に課長が対応）
- ・女性は男性に自分と同等以上のものを求める傾向にある。
- ・どうしてもお見合いにすらいけない場合がある。

まだ、実績はあがっていないが、古川課長の熱意が本当にすばらしかった。いままでにまかれた種がいつ実を結ぶのか期待したい。

武雄市の取り組みは1対1を基本としてスタートしたが、広域化やイベント等の取り組みも加わってきている。婚姻率の上昇のための施策に正解はない。人口減少がはなはだしい加西市においては、できることはすべてやっていく意気込みが必要ではないだろうか。